

第19回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成25年2月18日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順,敬称略)

楠本 新,小寺哲夫,辻田高宏,中田慶子,迫 光夫,松原 健,向原源一郎,吉田京子,
渡邊 弘

(2) 弁護士会説明者

伊藤 岳

(3) 事務担当者

秋吉事務局長,前田首席家裁調査官,吉崎首席書記官,下道総務課長(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ(楠本委員長)

(3) 前回の委員会で委員から出された質問に対する説明等

説明等の要旨は別紙の第1のとおり

(4) 協議

「法教育について」

出された意見等の要旨は別紙の第2のとおり

(5) 次回の予定

ア テーマ

「少年審判における少年へのサポート」

イ 日程

平成25年9月30日(月)午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :事務担当者等で略記する。)

第1 前回の委員会で委員から出された質問に対する説明等

前回、委員から、裁判所においても土曜日や夜間などの時間外に調停を実施することができないかという質問があったが、時間外調停の実施状況について調査した結果について報告する。家事調停については、全国的にも時間外調停を実施している庁はなかった。民事調停については、東京簡裁及び大阪簡裁において、いずれも平日の特定の曜日に時間を延長して調停を実施する例があるということだった。

時間外調停を実施するかは、当事者のニーズ、代理人弁護士の執務態勢、調停委員の執務態勢などを考慮し、検討していくことになる。

質問や意見はありませんか。

ありません。分かりました。

世の中の動きを見ながら検討していく問題であるが、非常に貴重な意見であったと考えており、今後も留意していきたい。

第2 協議

1 協議に先立ち、次のとおり、法教育に関する説明等があった。

- (1) 渡邊委員が「法教育を巡る流れ」について説明した。
- (2) 小寺委員が検察庁における取組を説明した。
- (3) 長崎県弁護士会法教育委員会委員の伊藤岳弁護士が弁護士会における取組を説明した。
- (4) 向原委員が司法書士会における取組を説明した。
- (5) 下道総務課長が裁判所における取組を説明した。

2 出された意見等

労働基準法の中身も知らないまま就職をして、残業代も払ってもらえずに長時間労働をしているなど、非常に劣悪な状況の中で働いている若い人達もいる。ブラック会社などという言葉もあるくらいで、異議を唱えるには解雇されることを覚悟しなければならず、新人ではとても異議を唱えることなどできないといった状況もあるようだ。やはり、高校を卒業する前に、労働者の権利について最低限の知識を持っておくことが、本人の身を守ることになり、また、そういう教育が行き渡ることによって、雇用者側の遵法精神も高めることにつながると考えている。

離婚調停の制度について知らない人や、親権者になれないと思いきみ離婚することを我慢している人などがたくさんいる。基本的で身近な法律の知識を学ばないまま大人になっている。海外では、中学1年生の社会科の教科書では、まず家族の単元があって、結婚に伴う権利と義務、離婚した場合に子供にどのような権利が生じるかということ、子供手当は子供のために支給されるのだから、使い方についてはきちんと家族で話し合いなさいということ、

そのようなことが載っていた。子供の権利条約の批准の問題があったときに、子供の意見表明権というのはこういうことだと納得したことがあった。

犯罪を防ぐ法律と同時に、日常生活を守るための身近な法律を学ぶことの大切さを感じている。

基本的な法律の知識がないから、自分の身を守れず、一方で、人に対してもしてはいけないことをしてしまうということもあると思う。結婚のこと、離婚のこと、財産管理のこと、子供と親の関係のことなど、社会で生活していく上で最低限必要となることを、もっと教育に取り入れていくべきである。あまり現実的なことばかりでは、情操教育としては問題となることもあるかもしれないが、社会に出たときに直面する可能性が高いことについては、教育に取り込まれていないといけないのではないかと考えている。

アメリカは法律に関する授業が盛んに行われていて、逮捕されたら弁護士が来るまでは何もしゃべるといようなことが書いてある教科書まであって、実践的な法律知識を学ぶようになっている。また、アメリカ法律家協会では、法の日に向けて全国的なキャンペーンを行っており、全国の学校で様々な行事が行われている。日本では、法の日がいつということもあまり知られていないように思う。

結婚、離婚、子供の養育について知識がないまま、子供ができたからという理由で結婚して、一緒に生活してみると親元の方が楽だったということで、離婚する、そのような若年層が増えている。一方で、夫の定年退職までずっと我慢したという高齢層の離婚も多い。結婚学、子育て学というようなことを、小学生のころから順序よくきちんと教えていく必要があると思う。ノルウェーでは、祖父母まで集まって、面会交流を実施する地域もある。大学ではそのような外国の法制などの知識を深めるのも必要なことだと思う。労働組合の組織率が下がってきている、社会が事前規制から事後規制に変わっている、そのような中で、大変な被害にあっているにもかかわらず、過労死するまで働いてしまう若者もいる。学ぼうと思えば学ぶことができる世の中ではあるが、基礎的な知識が不足している。学校、社会、法曹関係の各機関などがそれぞれ法教育に取り組んでいかなければならないと思う。

社会に出てすぐ役立つことをいかにして学校教育の中で教えるかというのが大事なことである。以前、公民という科目があったが、選択する生徒がとても少なかった。なぜかと考えてみると、公民を受験科目としている大学があまりなかったからだと思う。本人が学ぼうと思えば学べるのだろうが、学ぶためのベースは社会が作っていかなければならないと思う。

知識として知るだけでなく実践的に使うことができる法知識を与えることが法教育にとって大事なことである。今ある法制度を使っていく中で、子供たちは、この法律では足りないのではないか、この法律ではまずいのではないかというように、現状の法制度に対する批判的意識も持つようになる。そこから、法改正についても考えるようになればいいと考えている。

工作上必要があって、法律的講習を受けることもあるが、自分を守るためという面ばかりを考えて嫌な気分になることがある。本来、目の前の困っている人を助けるための法律でありながら、自分を守るために法律解釈してしまうというように、日常の中での法律の運用は

とても難しい。社会に出てから，必要に迫られて学ぶのではなく，子供のころから，法律的知識を身につけていくのは大事なことだと思う。

法教育のためには，教育委員会などの行政と連携していくのがよいと思う。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成25年2月18日現在

長崎家庭裁判所長	楠 本 新
長崎地方検察庁検事正	小 寺 哲 夫
医療法人五省会廣中病院精神科医師	辻 田 高 宏
特定非営利活動法人DV防止ながさき理事長	中 田 慶 子
長崎県弁護士会所属弁護士	迫 光 夫
長崎県男女共同参画推進センター長	前 田 きみ子
株式会社テレビ長崎報道局長	松 原 健
社団法人成年後見センター・リーガルサポート	
長崎支部所属 長崎県司法書士会所属司法書士	向 原 源一郎
長崎家庭裁判所裁判官	吉 田 京 子
活水女子大学文学部現代日本文化学科准教授	渡 邊 弘